

気候変動適応法に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）に係る協定書(案)

名古屋市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、気候変動適応法に基づくクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）について、熱中症による人の健康に係る被害の発生を防止が図られるよう、クーリングシェルターの指定及び運営に当たり必要な事項を定めることを目的とする。

（協定の目的となるクーリングシェルター）

第2条 この協定の目的となるクーリングシェルター（以下「対象施設」という。）の施設名、所在地、開放可能日等及び施設管理者は別添のとおりとする。

2 甲は、前項の施設名、所在地及び開放可能日等について、甲のウェブサイト等において公表を行う。

（施設の管理）

第3条 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定めるクーリングシェルターの基準に適合するよう、対象施設の開放可能エリアを適切に維持管理するものとする。なお、クーリングシェルターの基準は、次に掲げるとおりである。

（1） 冷房設備を有すること。

（2） 愛知県を対象とする熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を市民等に開放することができること。

（3） 市民等の滞在のために開放する部分について、利用者一人一人が適度な距離で過ごせる空間を確保すること。

2 甲は、対象施設の開放可能エリアについて、クーリングシェルターとして市民等の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒アラート発表時の対応）

第4条 甲は、愛知県を対象とする熱中症特別警戒アラートの発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

2 乙は、前項の伝達を受けたときは、熱中症特別警戒アラートの発表及びクーリングシェルターとしての開放について周知に努めるものとし、当該アラートの発表期間中、第2条に定める開放可能日等において開放可能エリアを一般に開放するものとする。

3 乙が第1項に基づく伝達を甲から受ける前に、報道等により熱中症特別警戒アラートの発表を知った場合は、前項と同様の対応を行うものとする。

4 前2項に基づく対象施設の利用者に係る対応とそれに伴う費用負担は、乙において行うものとする。

5 乙は、対象施設の利用者に対して、対価の要求のほか、過度な勧誘や不当な営業を行わないものとする。

(変更の協議)

第5条 乙は、対象施設の営業時間の変更や増改築等に伴い本協定の内容に変更が生じる場合は、あらかじめ甲と協議するものとする。

(協定の有効期間)

第6条 この協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、当該期間の満了の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、協定は、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定について疑義が生じたとき又は本協定に定めがない事項について取扱いを定める必要があるときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

氏名 名古屋市

代表者 名古屋市長 広沢 一郎

乙 住所

氏名

別添

施設名		
所在地		
開放 可能日等	開放期間	
	開放する曜日	
	開放する時間帯	
	開放可能エリア	
	受入可能人数	
施設管理者	部署名	
	役職名	